

認定 優良配置販売業について

一般社団法人日本配置販売業協会

代表理事 右近 保

一般社団法人日本置き薬協会

代表理事 有馬 純雄

配置販売業とは：

配置販売業とは、医薬品を居宅又はその他の場所に直接訪問し、先用後利（先に用を供給し、利は後）という独特の販売形態で300年以上続いている業です。

現在の超高齢者社会、買い物難民などの社会構造の変化に伴い、その需要はますます増えております。しかしながら、現在の配置販売業者の営業実態は、親しまれ信頼されている事業形態を行っている業者が多いにもかかわらず、詐欺まがいの販売や消費者目線から逸脱した営業行為が行われ、配置販売業界の信頼を著しく低下させている業者があるともいわれています。

当会では、業界が自ら配置販売業制度の正しい姿及び信頼を勝ち得るために、この「優良配置販売業者」認定制度を草案し、一般財団法人日本ヘルスケア協会配置販売業部会上申し、本年2月1日から施行することとなりました。

以下、制度についてご説明いたします。

「認定 優良配置販売業」（略称 GHP）

1. 目的

- (1) 信頼して活用できる配置販売業であることが地域生活者に識別できるようにする
- (2) 客観的な評価認定で配置事業者および働く配置員の誇りや社会的意義を確立する
- (3) 高齢化社会に機能する新しい配置販売業になるための基準を整え、業界で推進する
- (4) 配置販売業の基準を整え、その上に次代に発展する新ビジネスモデルを構築する
- (5) 次世代や後継者に希望をもって事業が継承される、発展する配置販売業界にする

2. 認定制度の概要

(1) 「優良配置販売業者」認定の内容

「優良配置販売業者」は、配置販売事業者（または企業）に一定の基準を満たしていることを確認して、一般財団法人日本ヘルスケア協会が認定するものである

(2) 「認定 優良配置販売業者」の公表

一般財団法人日本ヘルスケア協会は、ホームページおよび他の広報手段を用いて、認定された「優良配置販売業者」名を公表する

(3) 「優良配置販売業者」の活用

認定を受けた「優良配置販売業者」は、認定番号および別に定める認定ロゴマークを、印刷物や配置箱へのステッカー貼付、従事者および配置員等の名刺など自社の活動全般について使用することができる

(4) 「優良配置販売業者」認定の手順

配置販売業者の自己申告を受けた所属団体が内容の精査をして間違いがないことを確認し、一般財団法人日本ヘルスケア協会（JAHI）の配置販売業部会に申請する。配置販売業部会は、内容の確認を行い、JAHI 認定委員会に申請をする。JAHI 認定委員会はこれを審査し、内容に間違いがなく基準を満たしていると判定されたものを理事会に提出し、JAHI 理事長名義で「認定証」が公布される。（後の4. に詳細記述）

(5) 苦情相談窓口の設置

「認定 優良配置販売業者」の業務について、配置する居宅または事業所からの苦情については、一般財団法人日本ヘルスケア協会（JAHI）内に苦情相談窓口を設置し、その対応または改善を行う

(6) 認定の取り消し

認定を受けた「優良配置販売業者」が基準を満たしていなかった場合や改善が見られない場合、さらに寄せられた苦情に対して誠意ある対応がされなかった場合、認定登録および更新料が支払われていなかった場合、その他事業内容が悪質であると判断された場合、JAHI 認定委員会の判断で認定の取り消しをすることができる。この場合、ホームページ等で認定取り消しの理由とともに公表する。

以 上